

## 中古機械・設備・生産ラインの輸入について 詳細

### 中古機械・設備・生産ラインの輸入を規定する首相決定 18/2019/QD-TTg

#### 【概要】

政府は2019年4月19日付で首相決定「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する決定 18/2019/QD-TTg」を公布した。

#### 【適用対象】

HSコード第84類および第85類に該当する中古の機械・設備については、一定の条件を満たすこと、特に使用期間が製造から10年を超過していないことを条件として、輸入が認められる。ただし、本決定附属書Iのリストに掲げられた機械・設備については、年数制限がそれぞれ緩和されている。

#### (主な適用除外対象)

- (a) 通過または積み替えの物品
- (b) ベトナムでの輸出入手続を行わずに国境移転される物品(所謂仲介貿易)
- (c) 再輸出のための一時輸入される物品
- (d) 政令 69/2018/ND-CP 第15条の規定するその他の形式による再輸出のための一時輸入および同政令第17条の規定する再輸入のための一時輸出される物品(加工契約の履行のための一時輸入や投資プロジェクト上の製造または建設のための輸入を除く。)
- (e) 外国との保守/修繕契約の履行のための物品
- (f) 輸出加工区(EPZ)または自由貿易地区(FTZ)の企業間で売買される物品、輸出加工区(EPZ)の企業が国内企業に対して販売する物品
- (g) 加工契約またはファイナンスリース契約の終了による国外当事者からの引渡し。建設契約の履行またはリース形式での国外の取引先との加工契約履行のための、一時輸入のライセンス終了時の国内販売のための転用。国外当事者のための加工契約を履行する企業間で引渡しされる物品。
- (h) 科学研究および技術開発に資する物品で、国内での製造ができないもの。国防および安全の目的に資する物品で、関係省庁の要請によるもの。

(i) 製品および商品の品質に関する法律に従い、関連省庁の作成する潜在的危険物リスト(グループ2リスト)に挙げられている機械および設備

(j) 省庁または省庁レベル機関の法制定書類において規定されている専門分野の機械および設備

**【輸入する生産ラインに求められる必要条件】**

1. 下記に従って製造されている場合

(a) 安全、省エネルギーおよび環境保護に関するベトナム国家技術基準(QCVN)

(b) 輸入される生産ラインについてベトナム国家技術基準(QCVN)を利用できない場合には、安全、省エネルギーおよび環境保護の点で、ベトナム国家基準(TCVN)または G7 メンバー国若しくは韓国の技術基準に適合して製造されていること。

2. (一定の期間内に当該生産ラインの製造する製品の数量である) 現状の能力または性能が、その設計時の能力または性能の少なくとも 85%に達していること。

3. 当該生産ラインの消費する原料やエネルギーが、設計時の消費水準を 15%以上超過していないこと (すなわち設計時の消費水準を超える部分が 15%を超えないこと)。

4. 輸入される生産ラインで用いられる技術が、2018年5月15日付の政令 76/2018/ND-CP で公布された、移転の禁止または制限された技術のリストに含まれていないこと。

5. 輸入される生産ラインを構成している技術は、経済協力開発機構(OECD)の加盟国において少なくとも3つ以上の製造業者に利用されていること。

**【輸入する中古機械または設備の分類ごとに求められる必要条件と必要書類】**

中古機械または設備の輸入に際しては、現行法の規定に従った安全・省エネルギー・環境保護の要求を満たさなければならない。その上で、次の I.または II.に該当し、それぞれの必要条件と必要書類を満たすことで、中古機械または設備の輸入が認められる。

I. 製造から 10 年を超えていない、規格を満たした中古機械または設備の場合(ただし、決定 18/2019/QD-TTg に添付された中古設備リストに該当する場合、年数制限が 15 年以内

もしくは20年以内まで認められる。)

(必要条件)

1. 安全、省エネルギーおよび環境保護に関するベトナム国家技術基準(QCVN)に沿っていること。
2. 輸入される機械または設備についてベトナム国家技術基準(QCVN)を利用できない場合には、安全、省エネルギーおよび環境保護の点で、ベトナム国家基準(TCVN)又はG7メンバー国若しくは韓国の技術基準に適合して製造されていること。

(必要書類)

1. 税関法の規定に則った輸入申請書類
2. 企業登録証明書(企業が真正なものであることを証明し、企業の印鑑の捺印により有効となった謄本)輸入を受託している場合、輸入受託契約書を提出しなければならない。
3. 輸入される中古機械または設備がG7メンバー国又は韓国で製造されている場合、かかる中古機械または設備の製造年と製造規格が基準を満たしていることに関する製造業者による証明書類の原本。この証明書類については、ベトナム領事の認証とベトナム語への翻訳が必要とされる。
4. 輸入される中古機械若しくは設備がG7メンバー国もしくは韓国で製造されていてもその製造業者による証明書がない場合、または輸入される中古機械若しくは設備がG7メンバー国若しくは韓国以外で製造されている場合、指定鑑定機関の作成した鑑定証明書。

## II. I.以外の中古機械または設備の場合

(必要条件)

ある企業がベトナムにおいて製造の目的で中古機械または設備を輸入しようとする場合で、当該機械または設備が耐用年数を経過しているがその現在の能力(一定の期間内に当該機械または設備が製造する製品の数量)または性能が設計時の能力または性能の85%に及んでおり、その消費する原料やエネルギーが設計時の消費水準を15%以上超過していない場合。

(必要書類：科学技術省から許可を得るためのもの)

1. 企業登録証明書(企業が真正なものであることを証明し、企業の印鑑の捺印により有効となった謄本)

2. 中古機械または設備の輸入許可の申請書類。製造および事業の運営を維持するためにかかる機械または設備の輸入が必要であること、それらの利用計画、生産ラインにおける必要性の説明書類を含む。

3. 指定鑑定機関の作成した鑑定証明書。

(必要書類：輸入のためのもの)

1. 税関法の規定に則った輸入申請書類。

2. 上記で科学技術省から発行を受けた許可証。

#### 【輸入手続について】

税関は、企業が提出した書類に基づき、税関法に従って通関手続を実施する。

なお、

(a) 輸入手続書類を提出する時点で、申請人が輸入する機械または設備に関する製造者の証明書または鑑定証明書を提出できない場合、申請人は、証明書を提供する鑑定機関への調査申請をした後、税関法に従い商品を倉庫に収めることができる。

(b) 申請人は、倉庫に収めてから30営業日以内に、税関当局に対して鑑定証明書を提出しなければならない。税関当局は、輸入申請書類とその追加書類が十分でかつ有効であると共に、調査報告書が輸入する機械または設備が条件を満たしているとの結論である場合にはじめて、税関法上の通関手続を開始する。

(鑑定証明書を発行する認定鑑定機関)

鑑定証明書を発行する鑑定機関には、次のものが含まれる。

(a) ベトナム国内の鑑定機関

2016年7月1日付の政令107/2016/ND-CPに従って、鑑定サービスの登録証明書が付与され、それには機械、設備および生産ラインの鑑定が明記される。

## (b) 国外の鑑定機関

鑑定機関は、鑑定サービスの管轄国の法令を遵守していなければならない。機械、設備および生産ラインに関する地域的または国際的な認定組織において適合性評価を相互承認する合意書を締結している認定機関により認定を受ける。

国内外の鑑定機関の一覧は、科学技術省のウェブサイト (<http://www.most.gov.vn/>) に公開される。日本では「日本海事検定協会」が認定を受けている。